

# 白山市都市計画提案手続要綱

平成18年10月23日

告示第260号

(趣旨)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2に規定する都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る手続については、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語の意義は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(都市計画の提案)

第3条 提案することができる都市計画は、法第15条第1項の規定により市が定める都市計画とする。

(事前相談)

第4条 市は、計画提案を行おうとする者に対して、事前相談の機会を提供する。

2 市は、事前相談があったときは、次の事項について説明を行う。

- (1) 計画提案制度の内容
- (2) 法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準
- (3) 県及び市が定めた都市計画に関する基準
- (4) その他計画提案を行うに当たって配慮すべき事項

3 市は、計画提案を行おうとする者に対して、都市計画の決定又は変更の状況その他市の保有する都市計画に関する情報を提供する。

(計画提案書の提出)

第5条 計画提案を行おうとする者は、次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

- (1) 都市計画提案書（様式第1号）

(2) 省令第13条の4各号に定める添付図書

ア 都市計画の素案

(ア) 計画書（様式第2号）

(イ) 計画図書 総括図（2万5,000分の1以上の都市計画図）及び  
計画図（原則として2,500分の1以上の都市計画図）

(ウ) 関係図書 公図及び計画の概要の説明に必要な図書

イ 土地所有者等の同意を得たことを証する書類

(ア) 土地所有者等の一覧表（様式第3号）

(イ) 同意書（様式第4号又は様式第4号の2）

(ウ) 土地所有者等への説明の経緯に関する資料（様式第5号）

ウ 提案資格を有することを証する書類

(ア) 土地所有者等による提案の場合 土地又は建物の登記事項証明書及び  
公図の写し

(イ) 特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の  
営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供  
給公社による提案の場合 法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行  
為

(ウ) まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして省令で定め  
る団体による提案の場合 開発許可証の写し及び役員名簿

(3) 事業の着手予定日、計画概要に係る都市計画の決定又は変更を希望する  
期限及び期限を設定する理由を記載した書類（様式第6号）

2 市は、提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をするか否かを判断するに  
際し、必要に応じて、計画提案を行った者（以下「計画提案者」という。）  
に対して、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 書類等の提出先は、白山市建設部都市計画課とする。

（提案の審査）

第6条 市は、前条の規定による計画提案について、次に掲げる事項に適合し  
ているか否かを審査する。

(1) 法第21条の2第3項に規定する提案の基準

(2) 法第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(3) 法第18条の2に規定する市の都市計画に関する基本的な方針

(4) 周辺環境への影響に対する配慮

2 市は、計画提案に係る法第21条の3の判断を行おうとするときは、あらかじめ、県の意見を聴くものとする。

(計画提案を採用する場合の手続)

第7条 市は、前条の規定による審査により、計画提案を踏まえた都市計画を決定又は変更をする必要があると判断した場合は、必要に応じ提案の趣旨を踏まえた範囲内で計画提案の修正を行い、都市計画の案を作成するものとする。

2 市は、前項の規定により、都市計画の案を作成するときは、計画提案者の意見を聴くものとする。

3 市は、法第21条の4の規定に基づき、白山市都市計画審議会に当該都市計画の案を付議するものとする。

(計画提案を採用しない場合の手続)

第8条 市は、第6条の規定による審査の結果、計画提案を踏まえた都市計画を決定又は変更をする必要がないと判断したときは、法第21条の5第1項の規定に基づき、遅滞なく、その旨及びその理由を計画提案者に通知しなければならない。

2 市は、前項の通知をしようとするときは、法第21条の5第2項の規定に基づき、あらかじめ白山市都市計画審議会に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(標準処理期間)

第9条 市は、計画提案者に対し、原則として計画提案書を受理した日から起算して1年以内に計画提案を踏まえた都市計画の決定若しくは変更又は前条第1項に規定する通知を行うものとする。ただし、当該期間内に計画提案を踏まえた都市計画の決定の判断が困難な場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成20年白山市告示第220号の2)

この告示は、平成20年12月1日から施行する。